

感染症拡大防止協力金（第5期・第5期延長） よくあるお問い合わせ

【要請期間】

第5期 : 令和3年4月5日午後8時から令和3年5月6日午前5時

第5期延長 : 令和3年5月6日午後8時から令和3年5月12日午前5時

本書のほか、宮城県作成の下記FAQ等もご確認ください。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請 Q&A

宮城県時短要請相談窓口 022-211-2332

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/jitan-r30325.html>

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 FAQ

宮城県富県宮城推進室 協力金担当 022-211-2793

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/coronavirus-kyoryokukin-sendai20210403.html>

【目次】

| | |
|--|---|
| <① 特によくあるお問い合わせ> | 1 |
| 【Q①-1】協力金(第5期)と協力金(第5期延長)はそれぞれ申請が必要ですか。 | 1 |
| 【Q①-2】対象区域内で複数の飲食店を運営していますが、全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか。 | 1 |
| 【Q①-3】申請に必要な宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はどのようにして入手できますか。 | 1 |
| 【Q①-4】パソコンやスマートフォンを持っておらず、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」の申請ができない場合はどうしたらよいですか。 | 1 |
| 【Q①-5】協力金申請にあたって宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はいつまでに掲示が必要ですか。 | 2 |
| <② 協力金の支給対象について> | 3 |
| 【Q②-1】協力金(第5期)の支給要件を教えてください。 | 3 |
| 【Q②-2】協力金(第5期延長)の支給要件を教えてください。 | 3 |
| 【Q②-3】本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか。 | 4 |
| 【Q②-4】大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、個人事業主は、協力金の対象となりますか。 | 4 |
| 【Q②-5】大企業の定義とはなんですか。 | 4 |
| 【Q②-6】「酒類を提供する」とはどのような営業形態が対象となりますか。 | 4 |
| 【Q②-7】店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。 | 4 |
| 【Q②-8】イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。 | 5 |
| 【Q②-9】協力要請の全期間で時短営業しないと協力金の対象となりませんか。 | 5 |
| 【Q②-10】時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。 | 5 |
| 【Q②-11】午後7時まで営業している店舗が午後6時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。 | 5 |
| 【Q②-12】午後8時を超えて営業している店舗が、午後8時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。 | 5 |
| 【Q②-13】テイクアウトやデリバリーのみで終日営業している店舗は、協力金の対象になりますか。 | 5 |
| 【Q②-14】これまで午後8時まで酒類を提供している店舗が対象期間に酒類の提供(酒類を器に注いで提供)を終日取り止め、午後8時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。 | 5 |
| 【Q②-15】午後7時を超えて酒類を提供している店舗が酒類の提供(酒類を器に注いで提供)を午後7時までに短縮し、午後8時から午前5時までの間、酒類の提供(酒類を器に注いで提供)を行わずに営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。 | 6 |

【Q②-16】協力要請以前より新型コロナウイルス感染症対策により、自主的に時短営業又は休業をしている場合は協力金の対象となりますか。 6

【Q②-17】営業時間が午後8時までの酒類を提供している店舗が酒類の提供（酒類を器に注いで提供）を午後7時までに短縮し、午後8時に閉店した場合は、協力金の対象となりますか。 6

【Q②-18】対象区域内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。 6

【Q②-19】店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。 6

【Q②-20】午後8時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことをいいますか。 7

【Q②-21】協力要請に応じて午後8時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。 7

（例：午後7時から午後11時⇒午後5時から午後8時など） 7

【Q②-22】24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。 7

【Q②-23】百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は協力金の対象となりますか。 7

【Q②-24】ホテル内のレストラン、宴会場、朝食会場は協力金の対象となりますか。 8

【Q②-25】同一区画を月曜日～金曜日は申請者A、土曜日～日曜日は申請者Bが、それぞれ飲食店営業許可を取得し、異なる店舗として営業している場合は、それぞれ協力金の対象となりますか。 8

【Q②-26】食品衛生法上の許可を取得していれば全ての店舗が対象になるのでしょうか。 8

<③ 支給額について> 9

【Q③-1】協力金（第5期・第5期延長）の支給額を教えてください。 9

【Q③-2】1日当たりの売上高が7.5万円超10万円以下となった場合の支給額の詳細を知りたい。 10

【Q③-3】1日当たりの売上高が10万円以上となったが支給額の詳細を知りたい。 10

【Q③-4】売上高減少額方式による支給額の算出方法の詳細を知りたい（大企業はこの方法に限る）。 11

【Q③-5】売上高減少額方式で用いる2021年の1日当たりの売上高はどのように求めればよいのか。 11

【Q③-6】売上高として用いるのは純粋な飲食での売上のみか、それとも飲食に付属するサービス料なども含めてよいのか。 12

【Q③-7】会計の際に飲食の売上とそれ以外のサービス等の売上をまとめているため、それぞれの部門の売上高を算出できない場合はどうすればよいですか 12

【Q③-8】2020年4月6日以降にオープンした店舗があるが、4月方式・時短要請日方式・期間合計方式のいずれかで1日当たりの売上高を計算しないとならないのか。 13

- 13
- 【Q③-9】2021年4月4日にオープンした店舗があるが、1日当たりの売上高はどのようになるのか。 13
- 【Q③-10】2021年4月6日にオープンした店舗があるが、1日当たりの売上高はどのようになるのか。 13
- 【Q③-11】2020年4月6日以降に店舗を移転した場合、2019年又は2020年の売上高はどのように計算すればよいか。 13
- 【Q③-12】1日当たりの売上高の算出方法は店舗ごとに変えてもよいか。 14
- 【Q③-13】2020年4月5日以降に法人成り（個人成り）した場合は、どのようにして1日当たりの売上高を算出すればよいか。 14
- <④ 協力金の申請について> 15
- 【Q④-1】協力金(第5期)と協力金(第5期延長)はそれぞれ申請が必要ですか。 15
- 【Q④-2】申請書はどこでもらえますか。 15
- 【Q④-3】申請の詳細を教えてください。 15
- 【Q④-4】簡易申請に必要な書類を教えてください。 15
- 【Q④-5】通常申請に必要な書類を教えてください。 16
- 【Q④-6】複数店舗を経営していて、下限額での簡易申請ができる店舗と売上高方式等の通常申請ができる店舗が混在している場合は、それぞれの店舗ごとに簡易申請と通常申請ができますか。 16
- 【Q④-7】申請の期限はいつですか。 16
- 【Q④-8】飲食店営業許可書の有効期限が切れているが申請できますか。 17
- 【Q④-9】飲食店営業許可証の有効期限が切れており、現在更新申請中だが、申請できますか。 17
- 【Q④-10】営業許可書を紛失し現在再発行の手続き中ですが、申請できますか。 17
- 【Q④-11】飲食店営業許可書の名義人と協力金の申請者が異なりますが、申請できますか。 17
- 【Q④-12】ひとつの店舗を共同経営（使用）している場合、それぞれ申請できますか。 17
- 【Q④-13】以前の感染症拡大防止協力金を申請して受給していますが、添付書類の省略はできますか。 17
- 【Q④-14】確定申告書・売上台帳等は2019年と2020年のもの両方必要ですか。 17
- 【Q④-15】確定申告や市県民税申告等を行っていないが、売上台帳のみの提出で通常申請(支給額が下限額以上になる申請)は可能か。 18
- 【Q④-16】複数店舗を運営していますが、売上台帳は全ての店舗分提出が必要ですか。 18
- 【Q④-17】非営利法人等のため確定申告書がありませんがどうしたらよいですか。 18
- 【Q④-18】確定申告書の写しを紛失等してしまい手元に無い場合はどうしたらよいですか。 18
- 【Q④-19】法人事業概況説明書、青色申告決算書に月別の売上が記載していない場合はどうしたらよいですか。 18

- 【Q④-20】 所得税青色申告決算書の写しが手元に無い場合はどうしたらよいですか。 19
- 【Q④-21】 申請できる店舗の数に上限はありますか。 19
- 【Q④-22】 不備があったら協力金は支給されないのか。 19
- 【Q④-23】 協力金（第5期・第5期延長）はいつ支給されますか。 19
- 【Q④-24】 協力金申請にあたって、売上高から消費税・地方消費税（以下、「消費税等」という）を除くのはなぜですか。 19
- 【Q④-25】 協力金申請にあたって申請書に記載する売上高について、消費税が含まれているか否かをどのような資料で確認しますか。 19
- 【Q④-26】 税込で経理処理している場合、協力金の支給額として記載する消費税等を除いた売上高の金額は、どのように算出したらいいですか。 19

<① 特によくあるお問い合わせ>

【Q①-1】協力金(第5期)と協力金(第5期延長)はそれぞれ申請が必要ですか。

協力金(第5期)と協力金(第5期延長)はあわせて申請を受け付けます。申請書類に第5期と第5期延長の協力状況を記載いただきます。

【Q①-2】対象区域内で複数の飲食店を運営していますが、全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか。

対象区域内の全対象店舗において要請に協力していただかなければ協力金を支給できません。1つでも要請に協力いただけない店舗がある場合は協力金の支給はできませんので、対象区域内の全対象店舗での時短営業に協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止という趣旨を踏まえ、対象区域内で複数店舗を運営している場合には、全ての店舗での時短営業にご協力をお願いします。

【Q①-3】申請に必要な宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はどのようにして入手できますか。

ポスターの取得には、ポスターの利用規約への同意とチェックリストに定める感染防止対策を実施することが必要です。

具体的には、下記の宮城県ホームページより、利用規約を確認の上同意する旨、及び実施した感染防止対策についてチェックリストに入力し、電子申請を行うと、ポスターのデータをダウンロードできますので、印刷してご利用願います。

不明の点は、宮城県食と暮らしの安全推進課にお問い合わせ願います。

(022-211-2643。平日午前9時から午後5時まで。)

なお、ポスターの入手に時間がかかる等の理由から、要請期間開始までに、ポスターの掲示が間に合わなかった場合でも、協力金の申請は可能ですが、遅くとも、協力金の申請時点までに、掲示を行ってください。

ホームページ URL

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kansenboushisengen.html>



【Q①-4】パソコンやスマートフォンを持っておらず、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」の申請ができない場合はどうしたらよいですか。

宮城県の電子申請システムからの申請が原則となります。ただし、協力金の対象事業者については、紙の申込書でも申請ができます。紙の申込書で申請される場合は、以下のどちらかの方法で宮城県にご申請ください。

方法1. 宮城県庁舎13階「食と暮らしの安全推進課」の窓口にて申込書を記入。
(窓口開設時間：平日の午前9時から午後5時まで)

方法2. 申込書を記入の上、宮城県の「食と暮らしの安全推進課」宛に郵送で送付。
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県 環境生活部 食と暮らしの安全推進課 食品企画班 行

いずれの方法も、宮城県より「新型コロナ対策実施中ポスター (A4 サイズ)」が2枚支給されます。

【Q①-5】協力金申請にあたって宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はいつまでに掲示が必要ですか。

入手に時間がかかるなどの理由から要請期間開始時までに掲示が間に合わなかった場合でも協力金の申請は可能ですが、早めの取得をお願いします。おそくとも申請時点において掲示されていることが条件となります。

<② 協力金の支給対象について>

【Q②-1】協力金（第5期）の支給要件を教えてください。

協力要請の対象区域及び対象施設（店舗）で、対象期間のすべての日において協力要請に全面的にご協力いただいた場合に支給対象となります。

協力要請のご不明点等につきましては、宮城県の「時短要請相談窓口 022-211-2332」にお問い合わせください。

≪対象期間≫令和3年4月 5日（月）午後8時から

令和3年5月 6日（木）午前5時まで

≪対象施設≫食品衛生法の営業許可を取得している飲食店

≪対象区域≫仙台市内全域

≪要請内容≫午前5時から午後8時までの時間短縮営業

※酒類の提供は午前11時から午後7時まで

※以前から、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は、要請対象外（ただし、午後7時以降に酒類の提供を行っている場合は要請の対象となります。）

≪その他≫①営業に当たり、ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底しており、宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得及び掲示等していること。

②対象施設（店舗）において、営業に関する必要な許認可等を取得していること。

【Q②-2】協力金（第5期延長）の支給要件を教えてください。

協力要請の対象区域及び対象施設（店舗）で、対象期間のすべての日において協力要請に全面的にご協力いただいた場合に支給対象となります。

協力要請のご不明点等につきましては、宮城県の「時短要請相談窓口 022-211-2332」にお問い合わせください。

≪対象期間≫令和3年5月 6日（木）午後8時から

令和3年5月12日（水）午前5時まで

≪対象施設≫食品衛生法の営業許可を取得している飲食店

≪対象区域≫仙台市内全域

≪要請内容≫午前5時から午後8時までの時間短縮営業

※酒類の提供は午前11時から午後7時まで

※以前から、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は、要請対象外（ただし、午後7時以降に酒類の提供を行っている場合は要請の対象となります。）

≪その他≫①営業に当たり、ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底しており、宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得及び掲示等し

ていること。

②対象施設（店舗）において、営業に関する必要な許認可等を取得していること。

【Q②-3】 本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか。

対象区域に対象施設（店舗）を有し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的にご協力いただいた場合には、対象になります。

【Q②-4】 大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、個人事業主は、協力金の対象となりますか。

食品衛生法の営業許可を取得している飲食店を運営するなど要件を満たせば、協力金の対象となります。

【Q②-5】 大企業の定義とはなんですか。

次の中小企業の基準のいずれにも該当しない会社法人が大企業となります。

< 中小企業の基準 ※中小企業基本法第2条 >

| 業種分類 | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
|-----------------|--------------|-------------|
| 製造業、建設業、運輸業、その他 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |

※資本金又は従業員の数基準に当てはまっている場合、中小企業となります。

※飲食店は『小売業』に該当します。

※会社法人以外の法人、個人事業主は中小企業として取り扱います。

【Q②-6】 「酒類を提供する」とはどのような営業形態が対象となりますか。

酒類を器に注いで提供する形態での営業が対象となります。例えば、缶や瓶などを販売し、客が各席でそれを飲食するだけといった形態は「酒類を提供する」にあたりず、協力要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

【Q②-7】 店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。

時短要請の対象となる店舗で、店舗内の一部のスペースのみ時短営業しても、協力要請に対応したことにならず、協力金の対象となりません。

【Q②-8】 イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。

イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは物販店舗であり、飲食物の提供を行う飲食店ではないので、協力要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

【Q②-9】 協力要請の全期間で時短営業しないと協力金の対象となりませんか。

協力要請期間について時短営業した場合に限り協力金の対象となります。期間の一部のみの協力の場合は、協力金の対象となりません。

【Q②-10】 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。

協力要請の対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も協力金の対象となります。

【Q②-11】 午後7時まで営業している店舗が午後6時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。

通常、午後8時から午前5時の間に営業していない店舗は協力要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

【Q②-12】 午後8時を超えて営業している店舗が、午後8時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。

時短要請の対象となる店舗で、午後8時から午前5時の間、店内営業を行っていない場合は、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。

【Q②-13】 テイクアウトやデリバリーのみで終日営業している店舗は、協力金の対象になりますか。

テイクアウトやデリバリーは協力要請対象外のため、協力金の対象となりません。

【Q②-14】 これまで午後8時まで酒類を提供している店舗が対象期間に酒類の提供（酒類を器に注いで提供）を終日取り止め、午後8時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。

協力金の対象となります。

【Q②-15】午後7時を超えて酒類を提供している店舗が酒類の提供（酒類を器に注いで提供）を午後7時までに短縮し、午後8時から午前5時までの間、酒類の提供（酒類を器に注いで提供）を行わずに営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。

午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮していただく必要がありますので、酒類の提供（酒類を器に注いで提供）のみ午後7時までとしても、協力金の対象とはなりません。

【Q②-16】協力要請以前より新型コロナウイルス感染症対策により、自主的に時短営業又は休業をしている場合は協力金の対象となりますか。

協力要請期間以前から、通常午後8時から午前5時の間に営業していた実績があり、新型コロナウイルス感染症対策として現在時短営業又は休業している場合は対象となります。自主的な時短営業又は休業を告知したお知らせなど、以前午後8時から午前5時の間に営業し、現在は時短営業又は休業していることを確認できるものを提出してください。なお、新型コロナウイルス感染症対策とは関係ない自主的な時短営業又は休業の場合は対象外となります。

【Q②-17】営業時間が午後8時までの酒類を提供している店舗が酒類の提供（酒類を器に注いで提供）を午後7時までに短縮し、午後8時に閉店した場合は、協力金の対象となりますか。

協力金の対象となります。

【Q②-18】対象区域内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。

対象区域内に複数店舗を有している場合、要請の対象となる全ての店舗について、時短営業にご協力をいただいた場合に限り、支給対象となります。その場合、店舗数に応じて協力金額を算定します。なお、申請に当たっては、時短営業した店舗を一括して申請してください。

【Q②-19】店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

令和3年4月4日以前から協力要請の対象となる店舗をオープンしていて、午後8時から午前5時の間に営業していた実績がある場合、協力金(第5期)および協力金(第5期延長)の対象となります。

令和3年4月5日から令和3年5月5日までの間に協力要請の対象となる店舗をオープンしていて、午後8時から午前5時の間に営業していた実績がある場合、協力金(第5期延長)の対象となります。

※令和3年4月5日から5月5日までにオープンした店舗であって、協力要請(第5期)を踏まえ、オープン当初から午前5時から午後8時までの時間短縮営業を行っているが、協力要請(第5期)の前に午前5時から午後8時を超えた営業の告知等を行っていた場合は、午後8時から午前5時の間に営業していた実績とみなします。

【Q②-20】午後8時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことをいいますか。

午後8時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後8時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。加えて、午後7時以降に酒類の提供を行っている場合は、酒類の提供を午後7時までに終了させる必要があります。また、テイクアウトやデリバリーのための営業は午後8時以降も可能です。

【Q②-21】協力要請に応じて午後8時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。

(例：午後7時から午後11時⇒午後5時から午後8時など)

今回の要請は、午後8時から午前5時までの営業時間を短縮していただくことが目的です。よって、全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、協力要請の対象となる店舗で午後8時から午前5時までの間に営業を行わなければ、協力金の対象となります。

【Q②-22】24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。

協力金(第5期)は、令和3年4月5日の午後8時から令和3年5月6日午前5時までの期間毎日(31営業日)午前5時から午後8時の範囲で営業を行っていただければ対象となります。協力金(第5期延長)は、令和3年5月6日午後8時から令和3年5月12日午前5時までの期間毎日(6営業日)午前5時から午後8時の範囲で営業を行っていただければ対象となります。

※いずれの期間も酒類の提供は午前11時から午後7時までの短縮が必要です。

【Q②-23】百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は協力金の対象となりますか。

テナントとして入居している場合も、要請の対象店舗はとなっている場合は対象となります。

【Q②-24】ホテル内のレストラン、宴会場、朝食会場は協力金の対象となりますか。

ホテル・旅館は共有の飲食スペースがあり、当該飲食スペースで従来午後8時から午前5時の間に営業していた場合は対象となります。

なお、協力金は飲食店営業許可書を基準に店舗数を算定します。複数の宴会場等がある場合であって、飲食店営業許可書を取得している1つ厨房・キッチン等から複数の宴会場等に料理等を提供している場合は、協力金の申請は1店舗（＝飲食店営業許可書を取得している厨房・キッチンの屋号で申請）の支給となります。

【Q②-25】同一区画を月曜日～金曜日は申請者 A、土曜日～日曜日は申請者 B が、それぞれ飲食店営業許可を取得し、異なる店舗として営業している場合は、それぞれ協力金の対象となりますか。

同一区画内での営業であっても、個別に許可を取得し異なる店舗として営業している場合はそれぞれ対象となります。

飲食店営業許可を取得せず、許可者の承諾による間借り営業等の場合は協力金の対象となりません。

【Q②-26】食品衛生法上の許可を取得していれば全ての店舗が対象になるのでしょうか。

テイクアウトやデリバリーのための飲食店やコンビニエンスストア、料理教室などは、営業時間短縮の協力要請の対象店舗ではないため、飲食店営業許可書を取得していても協力金の対象となりません。

<③ 支給額について>

【Q③-1】協力金（第5期・第5期延長）の支給額を教えてください。

協力金（第5期・第5期延長）の支給額は店舗の1日当たりの売上高によって異なります。まず店舗の1日当たりの売上高を次のいずれかの方法で計算します。

- (ア) 2019年又は2020年の4月の売上高÷30（4月方式）
- (イ) 2019年又は2020年の4月・5月の売上高の合計÷61
（期間合計方式）
- (ウ) 2019年又は2020年の4月5日から5月5日の売上高の合計÷31
2019年又は2020年の5月6日から5月11日の売上高の合計÷6
（時短要請日方式、第5期・第5期延長でそれぞれ計算）
- (ウ') 2019年又は2020年の4月5日から5月11日の売上高の合計
÷37（時短要請日方式、第5期・第5期延長通期で計算）

1日当たり売上高に応じて次の通りとなります。

○1日当たりの売上高は7.5万円以下の場合(売上高方式による算出)

【第5期】124万円（4万円×31日、）

【第5期延長】18万円（3万円×6日）

⇒計：142万円

○1日当たりの売上高が7.5万円超10万円以下の場合(売上高方式による算出)

【第5期】124万円（4万円×31日）

【第5期延長】18～24万円（3～4万円×6日）

⇒計：142～148万円 ※詳細はQ③-2参照

○1日当たりの売上高が10万円以上の場合(売上高方式による算出)

【第5期】124～310万円（4～10万円×31日）

【第5期延長】24～60万円（4～10万円×6日）

⇒計：148～370万円 ※詳細はQ③-3参照

○1日当たりの売上高25万円を超えており、2021年の同一期間の1日当たりの売上高が計算した1日当たりの売上高と比較して25万円以上下がっている場合(売上高減少額方式による算出)

【第5期】310～620万円（10～20万円×31日）

【第5期延長】60～120万円（10～20万円×6日）

⇒計：370～740万円 ※詳細はQ③-4参照

大企業の場合は売上高減少額方式のみ用いることができ、2019年又は2020年の1日当たりの売上高と2021年の1日当たりの売上高を比較した減少額に応じて第5期・第5期延長の合計で0～740万円を支給します。

※詳細はQ③-5参照

【Q③-2】1日当たりの売上高が7.5万円超10万円以下となった場合の支給額の詳細を知りたい。

1日当たりの売上高が7.5万円超10万円以下となった場合の支給額は、売上高方式により次のとおり求めます。第5期と第5期延長の支給額の合計が店舗あたりの支給額となります。

【第5期】 124万円 (4万円×31日)

【第5期延長】 1日当たりの売上高(注)×0.4×6

(注) 1日当たりの売上高を時短要請日方式で求める場合『2019年又は2020年の5月6日から5月11日の売上高の合計÷6』又は『2019年又は2020年の4月5日から5月11日の売上高の合計÷37』のいずれかとなります。

申請にあたって売上高の確認のため確定申告書、店舗ごとの売上台帳等の提出が必要となります。

【Q③-3】1日当たりの売上高が10万円以上となったが支給額の詳細を知りたい。

1日当たりの売上高が10万円以上となった場合の支給額は、売上高方式により次のとおり求めます。第5期と第5期延長の支給額の合計が店舗あたりの支給額となります。

【第5期】 1日当たりの売上高(注1)×0.4×31 上限10万円

【第5期延長】 1日当たりの売上高(注2)×0.4×6 上限10万円

(注1) 1日当たりの売上高を時短要請日方式で求める場合『2019年又は2020年の4月5日から5月5日の売上高の合計÷31』又は『2019年又は2020年の4月5日から5月11日の売上高の合計÷37』のいずれかとなります。

(注2) 1日当たりの売上高を時短要請日方式で求める場合『2019年又は2020年の5月6日から5月11日の売上高の合計÷6』又は『2019年又は2020年の4月5日から5月11日の売上高の合計÷37』のいずれかとなります。

申請にあたって売上高の確認のため確定申告書、店舗ごとの売上台帳等の提出が必要となります。

また、売上高が25万円以上の場合は、上限の370万円(第5期:310万円、第5期延長:60万円)となりますが、それと2021年の同期間の1日あたりの売上高を比較した場合に、2021年の減少額が25万円を超える場合は、売上高減少額方式にて算出すると支給額が大きくなりますので、Q③-4を参照してください。

【Q③-4】売上高減少額方式による支給額の算出方法の詳細を知りたい(大企業はこの方法に限る)。

売上高減少方式では2019年又は2020年の1日当たりの売上高と2021年の同一期間の1日当たりの売上高をもとに支給額を次のとおり算出します。

【第5期】(2019年又は2020年の1日当たりの売上高-2021年の1日当たりの売上高)×0.4×31 ※下限:0円、上限:20万円

【第5期延長】(2019年又は2020年の1日当たりの売上高-2021年の1日当たりの売上高)×0.4×6 ※下限:0円、上限:20万円

また、申請にあたって売上高の確認のため確定申告書、店舗ごとの売上台帳等の提出が必要となります。

【Q③-5】売上高減少額方式で用いる2021年の1日当たりの売上高はどのように求めればよいのか。

2019年又は2020年の1日当たりの売上高を計算する際に用いた方法と同じ方法にて計算を行います。

- (ア) 2019年又は2020年の4月の売上高÷30(4月方式)で計算
⇒2021年4月の売上高÷30で計算
- (イ) 2019年又は2020年の4月・5月の売上高の合計÷61(期間合計方式)で計算
⇒2021年の4月・5月の売上高の合計÷61(期間合計方式)で計算
- (ウ) 2019年又は2020年の4月5日から5月5日の売上高の合計÷31
2019年又は2020年の5月6日から5月11日の売上高の合計÷6
(時短要請日方式、第5期・第5期延長でそれぞれ計算)で計算
⇒2021年の4月5日から5月5日の売上高の合計÷31と
2021年の5月6日から5月11日の売上高の合計÷6でそれぞれ計算
- (ウ') 2019年又は2020年の4月5日から5月11日の売上高の合計

÷ 37 (時短要請日方式、第5期・第5期延長通期で計算)
⇒ 2021年の4月5日から5月11日の売上高の合計 ÷ 37 で計算

【Q③-6】売上高として用いるのは純粋な飲食での売上のみか、それとも飲食に付属するサービス料なども含めてよいのか。

原則として、飲食事業とその他の事業を切り離して実施できないと通常考えられる場合はそれらすべてを含めた売上高を店舗の売上高として差し支えありません。

飲食事業単独として切り離して実施できる場合は飲食事業のみ売上高により算出を行ってください。

○飲食事業とその他の事業の切り離しが困難な例

協力要請に応じるためには飲食提供以外の営業を含む店舗全体の営業短縮が必要となるため、飲食事業とその他の事業を切り離して実施できないと通常考えられる事業形態の店舗

例) 接待を伴う飲食店(キャバレー、ナイトクラブ等)、カラオケ店、ライブハウス等

○飲食事業とその他の事業の切り離しができる例

協力要請に応じるにあたりレストランや飲食スペースといった飲食提供部分のみを切り離して営業短縮することができ、それ以外のスペースは通常の営業(例えば客室での宿泊等)ができることから、飲食事業とその他の事業を切り離すことができると考えられる事業形態の店舗

例) 宿泊施設、大型アミューズメント施設等

なお、飲食店においてテイクアウトや物品販売を行っている場合であっても、それらの規模が飲食店の売上高に対して小規模であったり、飲食事業に付属して実施しているものであったりする場合はそれらの売上高を含めて店舗の売上高として差し支えありません。

【Q③-7】会計の際に飲食の売上とそれ以外のサービス等の売上をまとめているため、それぞれの部門の売上高を算出できない場合はどうすればよいですか。

飲食事業とそれ以外の事業の売上高をわけた売上台帳等を作成していない場合は、例えば食事あり・なしの場合の料金の差額から売上高全体に対する飲食事業の売上高を推定するといった方法で売上高を算出してください。

例) 宿泊施設において、食事料金と宿泊料金をまとめて売上高としているため、食事料金分のみの売上高がわからない場合は、例えば「一泊夕食付の宿泊プラン」と「素泊まりプラン」との差額を食事料金として飲食事業のみを算出するといった方法が

考えられます。

【Q③-8】 2020年4月6日以降にオープンした店舗があるが、4月方式・時短要請日方式・期間合計方式のいずれかで1日当たりの売上高を計算しないとならないのか。

2020年4月6日以降に開店した店舗については、次の方法により1日当たりの売上高を計算する特例を認めます（新規開業特例）。

営業開始日から2021年3月31日までの売上高の合計÷
営業開始日から2021年3月31日までの日数
営業開始日から2021年4月4日までの売上高の合計÷
営業開始日から2021年4月4日までの日数

※2020年4月6日から2020年5月6日の間にオープンした店舗については、は2020年5月6日から11日までの売上高（第5期延長の前年同期間の売上高）がありますが、第5期で新規開業特例を選択した場合売上高は特例により計算したものを適用とします（第5期は新規開業特例、第5期延長は通常の計算といった選択は不可）。

【Q③-9】 2021年4月4日にオープンした店舗があるが、1日当たりの売上高はどのようになるのか。

2021年4月4日の売上高を1日当たりの売上高とする特例を認めます（新規開業特例）。

【Q③-10】 2021年4月6日にオープンした店舗があるが、1日当たりの売上高はどのようになるのか。

2021年4月5日から5月5日の間にオープンした店舗は、次の方法により1日当たりの売上高を計算する特例を認めます（新規開業特例）。

※協力金（第5期）は対象外となります。

営業開始日から2021年5月5日までの売上高の合計÷
営業開始日から2021年5月5日までの日数

【Q③-11】 2020年4月6日以降に店舗を移転した場合、2019年又は2020年の売上高はどのように計算すればよいか。

2020年4月6日以降に店舗を移転した場合は、次のどちらかの方法により1日当たりの売上高を計算してください。

○移転前の店舗の2019年又は2020年の売上高を移転後の店舗の売上高とする（事業承継特例）

⇒簡易申請の場合、特段添付書類は不要となります。

⇒通常申請の場合、確定申告書・売上台帳等記載の店舗名・所在地等と申請書等記載の店舗名・所在地等が異なる場合は申立書の添付が必要となります（審査の結果追加の書類を求める場合もあります）。

○新規開業特例により支給額を決定する

移転後の営業開始日（営業許可日）から2021年4月4日までの売上高の合計÷
移転後の営業開始日（営業許可日）から2021年4月4日までの日数

【Q③-12】 1日当たりの売上高の算出方法は店舗ごとに変えてもよいか。

店舗ごとに対象年や算出方法を選択することが可能です。但し、同一店舗については、第5期と第5期延長の算出方法を統一してください。

【Q③-13】 2020年4月5日以降に法人成り（個人成り）した場合は、どのようにして1日当たりの売上高を算出すればよいか。

事業継承特例により、法人成り（個人成り）前の売上高を用いることができます。また、開業特例として法人成り（個人成り）してからの売上高を3月31日又は4月4日までの日数で割ることで1日当たりの売上高を算出しても構いません。

<④ 協力金の申請について>

【Q④—1】 協力金(第5期)と協力金(第5期延長)はそれぞれ申請が必要ですか。

協力金(第5期)と協力金(第5期延長)はあわせて申請をとなります。申請書類に第5期と第5期延長の協力状況を記載いただきます。

※Q①—1再掲

【Q④—2】 申請書はどこでもらえますか。

申請書は、仙台市のホームページの他、各区・総合支所総合案内、仙台市産業振興事業団(アエル7階)にて配布しています。

【Q④—3】 申請の詳細を教えてください。

申請は、申請に必要な書類を準備の上、原則郵送にて行います。

申請に必要な書類等は1日当たりの売上高によって異なります。

○運営する全ての店舗の1日当たりの売上高が7.5万円以下の場合

簡易申請となり、確定申告書・売上台帳等の提出が不要となります。

申請に必要な提出書類は【Q④—4】をご確認ください。

支給額は下限額となります(第5期 124万円、第5期延長 18万円)

○運営する店舗の中に売上高が7.5万円を超える店舗がある。

通常申請となり、確定申告書・売上台帳等の提出が必要です。

申請に必要な提出書類は【Q④—5】をご確認ください。

支給額は売上高により異なります(第5期 124～620万円、第5期延長 18～120万円)

※大企業は通常申請のみの選択となります。

【Q④—4】 簡易申請に必要な書類を教えてください。

簡易申請には次の書類の提出が必要です。

○交付申請兼実績報告書(様式第1-5号)

○店舗情報シート(様式第1-5号 別紙2) ※申請店舗分提出が必要です

※店舗の外観写真・内観写真及び営業時間短縮の実施状況がわかるもの、宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」を申請店舗に掲示している様子がわかる写真の添付が必要となります。

○交付請求書(様式第5-5号)

○飲食店営業許可書の写し ※申請店舗分提出が必要です。

- 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し
- 申請者（法人の場合は法人名義）の銀行口座通帳の写し

【複数店舗で申請の場合】

- 店舗ごとの申請額一覧（様式第1-5号 別紙1-1及び1-2）

【Q④-5】通常申請に必要な書類を教えてください。

通常申請には次の書類の提出が必要です。

- 交付申請兼実績報告書（様式第1-5号）
- 店舗情報シート（様式第1-5号 別紙2） ※申請店舗分提出が必要です
※店舗の外観写真・内観写真及び営業時間短縮の実施状況がわかるもの、宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」を申請店舗に掲示している様子がわかる写真の添付が必要となります。
- 売上高情報シート（様式第1-5号 別紙3-1又は4-1）
- 交付請求書（様式第5-5号）
- 飲食店営業許可書の写し ※申請店舗分提出が必要です。
- （個人の場合）確定申告書B（第一表・第二表）及び
所得稅青色申告決算書（両面）の写し
（法人の場合）確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し
- 売上台帳等 ※時短要請日方式、売上高減少方式、複数店舗で申請等の場合必要
- 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し
- 申請者（法人の場合は法人名義）の銀行口座通帳の写し

【複数店舗で申請の場合】

- 店舗ごとの申請額一覧（様式第1-5号 別紙1-1及び1-2）

【Q④-6】複数店舗を経営していて、下限額での簡易申請ができる店舗と売上高方式等の通常申請ができる店舗が混在している場合は、それぞれの店舗ごとに簡易申請と通常申請をできますか。

一事業者で簡易申請と通常申請に分けて申請することはできません。売上高方式等で支給額を算定して申請を行う店舗が一店舗でもある場合には、全ての店舗の分の売上台帳等を添付し、通常申請により申請いただくこととなります。

【Q④-7】申請の期限はいつですか。

申請期限は、令和3年6月18日（金曜日）（当日消印・窓口提出有効）となります。

【Q④-8】飲食店営業許可書の有効期限が切れているが申請できますか。

無許可営業にあたるので、申請できません。

【Q④-9】飲食店営業許可証の有効期限が切れており、現在更新申請中だが、申請できますか。

要請期間中に営業可能であることが分かる許可証を入手して添付してください。

【Q④-10】営業許可書を紛失し現在再発行の手続き中ですが、申請できますか。

紛失に伴う再発行の手続き中等の理由から申請期間内に有効な営業許可書を提出できない場合は、手続き中であることがわかる書類（手続き申請の受領証明書等）を提出してください（以前の許可書がある場合は合わせて提出）。

提出書類等を確認させていただき、営業許可を受けていることが確認できた場合は協力金の支給を行います。

【Q④-11】飲食店営業許可書の名義人と協力金の申請者が異なりますが、申請できますか。

登録事項の変更や新規の営業許可申請等、届出が必要な場合は、原則として必要な届出を行った上で、協力金の申請をしてください。

【Q④-12】ひとつの店舗を共同経営（使用）している場合、それぞれ申請できますか。

原則としてひとつの店舗に対して1申請となるため、双方協議の上、どちらか一方の運営者が申請してください。

ただし、同一店舗を使用しているが、それぞれが個別に営業許可を取得して、異なる曜日・時間で屋号や業種をわけて営業を行っている場合は、営業許可毎にそれぞれ申請が可能です。 ※【Q②-26】もご確認ください。

【Q④-13】以前の感染症拡大防止協力金を申請して受給していますが、添付書類の省略はできますか。

今回の申請では、以前の協力金を申請した方も全ての添付書類が必要になります。申請の際は、不足がないかご確認をお願いします。

【Q④-14】確定申告書・売上台帳等は2019年と2020年のもの両方必要ですか。

1日当たりの売上高を計算する際に用いた年度のものを提出いただく予定です。
例) 2019年4月の売上高をもとに1日あたりの売上高を計算した場合は、2019年の確定申告書・売上台帳等を提出してください。

【Q④-15】確定申告や市県民税申告等を行っていないが、売上台帳のみの提出で通常申請(支給額が下限額以上になる申請)は可能か。

支給額が下限額以上になる場合、売上高が確定申告等不要となる所得額以下になることは極めてまれと考えられます^{*}。よって、原則として確定申告や市県民税申告等を行っておらず、売上台帳のみの提出では下限額以外の申請はできません(簡易申請となります)。

申告義務がある場合は適切に手続きの上申請をお願いします。

※支給額が下限額以上になる場合の最低年間売上高の目安は2、737万円
(7.5万円×365日)

【Q④-16】複数店舗を運営していますが、売上台帳は全ての店舗分提出が必要ですか。

簡易申請の場合(全ての店舗の支給額が下限額になる場合)、確定申告書・売上台帳等の提出は不要となります。

通常申請の場合は申請を行う全ての飲食店分の売上台帳等の提出が必要となります。

【Q④-17】非営利法人等のため確定申告書がありませんがどうしたらよいですか。

確定申告書の代わりとして、事業活動収支計算書、事業活動計算書、正味財産増減計算書等、根拠法令等において作成が義務付けられている書類を提出してください。

【Q④-18】確定申告書の写しを紛失等してしまい手元に無い場合はどうしたらよいですか。

2019年又は2020年の月別の売上等が確認できる年間の売上台帳等と次のいずれかの書類(年度は売上台帳等と同じもの)を提出してください。

- ・納税証明書(その2所得金額用)
- ・市・県民税課税(非課税)証明書

【Q④-19】法人事業概況説明書、青色申告決算書に月別の売上が記載していない場合はどうしたらよいですか。

月別の売上等が確認できる年間の売上台帳等を追加で提出してください。

【Q④-20】 所得税青色申告決算書の写しが手元に無い場合はどうしたらよいですか。

月別の売上等が確認できる年間の売上台帳等を追加で提出してください。

【Q④-21】 申請できる店舗の数に上限はありますか。

上限はありません。

対象区域内に複数店舗を有している場合、全ての店舗について、時短営業にご協力をいただいた場合に限り、支給対象となります。その場合、店舗数に応じて協力金額を算定します。申請に当たっては、時短営業した店舗を一括して申請してください。

【Q④-22】 不備があったら協力金は支給されないのか。

協力金の申請書類に不備等があった場合は、電話又は書面でご連絡いたします。

【Q④-23】 協力金（第5期・第5期延長）はいつ支給されますか。

協力金の支給は、5月末以降順次行う予定です。申請書の受付から支給までの期間の目安は、申請書類等に不備がない場合には概ね3週間程度かかります。審査結果については、申請者全員に対して、通知をお送りいたします。

【Q④-24】 協力金申請にあたって、売上高から消費税・地方消費税（以下、「消費税等」という）を除くのはなぜですか。

国からの通知により、今回の協力金の算定に当たり、売上高から消費税等を除くこととなっているためです。

【Q④-25】 協力金申請にあたって申請書に記載する売上高について、消費税が含まれているか否かをどのような資料で確認しますか。

法人の場合は、基本的には法人事業概況説明書の消費税欄または注記表等にて確認いたします。当該欄が未記入等であり、売上高を税抜で経理処理しており、その売上高を基づいて協力金の支給額を算定している場合には、売上高が税抜であることがわかる資料を併せてご提出ください。

また、個人事業主の場合は確定申告書と売上台帳等にて確認をいたします。ただし、当該資料にて、消費税等の取り扱いを確認できない場合には、協力金事務局から当該内容の確認が取れる追加資料を求める場合があります。

【Q④-26】 税込で経理処理している場合、協力金の支給額として記載する消費税等を除いた売上高の金額は、どのように算出したらいいですか。

消費税等を除いた売上高を個別に算出することが困難な場合には、税込の売上高から消費税等分を割り戻した金額を協力金の申請書に記載してください。

上記割り戻しの計算方法は『税込みの売上高÷(1+税率)』です。

※2019年の場合は、『税込みの売上高÷1.08』、2020年の場合は、

『税込みの売上高÷1.10』にて算出

なお、税込の売上高から個別に消費税等を除いた売上高の金額を算出し場合には、当該金額の算出に係る関係資料の提出を求める場合があります。